

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する
法律（令和元年法律第15条）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者
等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年9月25日

千葉地方法務局いすみ出張所 登記官 川 上 明 治

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	
0416-2025-0001	いすみ市岬町和泉字高部	4 8 6 － 2
0416-2025-0003	いすみ市岬町和泉字白幡	9 3 9 － 3